

福祉広報 号外
昭和44年4月25日第三種郵便物認可
福祉広報第746号
2021年3月8日発行
号外

赤い羽根共同募金の
配分を受けて
発行しています

創立70年記念

東社協の 歩み この10年

平成23年(2011年)～令和2年(2020年)

社会福祉法人
東京都社会福祉協議会

東京都社会福祉協議会は、昭和26年1月8日に創設して以来、本年で70周年を迎えました。この間、東京都の福祉関係者もとより、関係各方面の方々には、多大なるご協力をいただき心から感謝申し上げます。本会では、これまで創立50周年に際して平成13年1月に「東京都社会福祉協議会の五十年」を刊行し、また平成24年にその後の10年をまとめた「創立60周年記念東社協この10年」を発行しております。そしてこのたび、その後の10年間の本会の歩みをまとめた「創立70周年記念東社協この10年」を発行することになりました。

この10年は、リーマンショック後の経済低迷、東日本大震災をはじめとする地震や風水害などの自然災害の頻発、そして社会的孤立や生活困窮、そのなかでの複合的な地域生活課題の増加、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など幾重もの困難がありました。福祉領域では、社会福祉法人制度改革や地域における公益的な取り組みの推進、生活困窮者自立支援制度の創設、包括的な支援体制構築に向けた重層的支援体制整備事業の創設など、地域共生社会づくりの実現に向けた整備が図られています。本会においても、利用者への自立支援、福祉基盤の強化、東京の特性をふまえた災害対応の推進、地域づくりをすすめるコーディネートと多様な主体との地域づくりなど、東京らしい地域共生社会づくりをめざし、会員の皆様との協働により、事業・活動をすすめてまいりました。

わが国では今後、少子高齢化がますます進行し人口減少社会が本格化するなど、社会環境の変化は加速し、社会福祉を取り巻く状況は、厳しくなることが予測されます。また、新型コロナウイルス感染症による影響もまだ収束はみえません。しかし、そのような状況であるからこそ、東京都社会福祉協議会は皆様の英知と力を結集して、東京の社会福祉の向上に一致結束し邁進して参りたいと存じます。引き続きご支援を賜りますようお願いいたします。



木村 恵司
社会福祉法人
東京都社会福祉協議会
会長

Contents 目次

第1章 寄稿 東社協と社会福祉のこの10年 3~9

第2章 東社協と社会福祉・社会の動き 10年表(2011~2020) 10~19

第3章 地域福祉推進の提言10年 20

第4章 東社協中期計画の10年 21~22

第1章 寄稿
東社協と社会福祉のこの10年

この10年間の本会の歩みとその社会的な背景について、さらに今後の方向性も含めて、各分野・領域で長年にわたり活躍している本会の関係者の皆様から寄稿いただきました。

- (敬称略)
- 市川 一宏 東社協のこれまでの10年とこれからの取り組みへの期待
 - 和田 敏明 東京らしい地域共生社会づくりの取り組み
 - 品川 卓正 社会福祉法の改正と社会福祉法人による地域公益活動の推進
 - 寺田 晃弘 地域共生社会の実現と民生委員・児童委員活動
 - 平田 厚 権利擁護・成年後見制度の10年
 - 西岡 修 東京の高齢者福祉・介護サービスの向上を目指して
 - 坂本 光敏 障害者の自立支援に向けて
 - 武藤 素明 社会的養護と子どもの最善の利益のために
 - 柘澤 章次 質の高い保育を目指して
 - 岡部 卓 資金貸付と相談支援による自立促進
 - 枝見 太郎 新たな課題への多様な主体の社会参加を進めて
- (東社協)
- 山崎美貴子 災害時における社協の役割
 - 小林 秀樹 福祉人材対策の推進と連携~福祉のしごとの魅力を伝える~

東社協のこれまでの10年とこれからの取り組みへの期待

ルーテル学院大学 教授・学術顧問
東社協 総合企画委員会委員長
市川 一宏

この10年、地域福祉をめぐる環境は大きく変化しました。第1に、貧困、生活困窮、社会的孤立、虐待、自殺等の問題が顕在化し、コロナ禍において、さらに深刻化した現状があります。第2は、地域福祉政策の動向です。生活困窮者自立支援制度、子ども貧困対策、「我が事」丸ごとの実現を目指した地域包括ケアシステムが実行されました。これらに共通することは、目的としての「互いに支え合う」社会の創造、そして高齢者福祉等の個別制度を結びつける取組み、公的制度和住民の福祉活動を結び合わせた幅広い地域支援システムの構築です。第3に、平成28年に社会福祉法が改正され、評議員会による社会福祉法人のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上とともに、地域における公益的な取組みが求められました。同時に、東社協自身も、東京都民生児童委員連合会が東社協の一部門になり、東京都福祉人材センター多摩支所が開設され、組織運営のあり方が問われました。支出増により財政問題が顕在化し対応が不可避でした。更に、全国各地で発生する地震や豪雨、台風等が深刻な被災地への支援職員派遣と並行して東社協の通常業務を継続するため、事業運営の見直しが必要とされました。

私は、現在、東社協の事業の視点や方向性を企画審議するための総合企画委員会の責任を担っています。以上の東社協が置かれている状況を踏まえ、主な討議を紹介し、私の期待を述べます。

第1に、東社協中期計画の作成・評価を行ったことと、各部門から事業の目的と内容の説明とその効果を巡る報告と、今後の取り組みに対する提案を受け、討議しました。各事業の重要さを確認できたとともに、組織内における各部門の協働の可能性と難しさが明らかになり、それぞれが説明責任を果たすことの意味を互いに学びました。結果は「東社協中期計画」として公表されています。

第2に、会員を含む地域について検査資源を動員した支援システムの構築について検討され、東社協は「東京らしい地域共生社会づくりのあり方」報告書を示しました。今後「東京らしい包括共生型の地域社会づくり」を目指して「提言」がなされる予定です。コロナ禍において、新たなどのような社会を築いていくか、社会福祉法人等の事業者、NPO、市区町村社協、企業を会員とする東社協が明らかにする使命は大きいものがあります。

第3に、社会福祉法で求められた地域における公益的業務の支援のため、社協と社会福祉法人の公益事業のネットワークづくりを行ってきました。分野を超えて会員が協働する社会貢献もこれからの検討課題と考えています。さらに、東社協は地域福祉コーディネーターも、ボランティア、民生児童委員の養成・研修も実績があります。また区市町村社協には、差もあるものの先駆的取組みは全国的に評価されているところです。これらの実績を踏まえ、コロナ禍においてどのような社会を描き、連携してどのようにそれを表現していくか、新たな挑戦が始まっていると私は考えています。特にコロナの影響で貸付者が急激に増加した生活福祉資金制度を生活困窮者自立支援等とどのように結びつけていくか、東社協に関わる私たちに課せられた責任は大きいと考えます。

東京らしい地域共生社会づくりの取組み

ルーテル学院大学 名誉教授
東社協 地域福祉推進委員会委員
和田 敏明

地域共生社会を
目指すことで、社会
福祉は、従来の福祉
の地平を超え新しい
ステージに進み始め
ました。この背景に
は、人口減少とともに
に家族の縮小が急速
に進んできたことが
あります。東京では
単身世帯が46%
を超え、社会的孤立
が広がりが深まっています。孤立で生活を支える
セーフティネット喪失し、生活を支える社会資源や
制度に繋がらぬ道が失われ、生きがいや、生きる意
欲さえも失われる事態が進行しています。家族は生
活課題を担い、社会的孤立と生活困難が重なる社会
が到来してきました。こうした事態に対応するため、
平成28年、子ども、高齢者、障がい者等すべての
人々が、地域暮らし、生きがいをともに創り
高め、あつちができる「地域共生社会」を目指す
ことが、ニッポン（徳経活博プラン）として閣議
決定されました。推進のため、平成29年に社会
福祉法の改正が行われました。改正された社会福祉
法では「地域共生社会」を目的として、社会福祉法
では「本人だけでなく、所属する世帯に着目し、地
域福祉の取組むべき課題を、狭い意味の社会福
祉だけでなく、介護、介護予防、医療、住まい、
教育、就労など含む「地域共生社会」からの孤立
も取り組むべき課題」として、社会福祉概念の大
転換が図られたのです。実現のため、包括的な支
援体制づくりにより、務めること、生活のしつら
さを丸ごと受け止め、解決を試みるしくみづくり
と、区市町村の自治体圏域、課題を受け止める
総合的な相談支援体制をつくることとします。

東社協は「東京らしい地域共生社会づくり」を提唱し、平成31年「小地域圏域」を住民が我が町と感じるエリアとし、住民主体による多様な地域活動を推進しました。中園城は住民と多機関との協働により、多様な生活課題を包括的に受け止める解決を図る機能を確立し、「反町村域」は、他分野にわたる多機関の協働により、困難事例への包括的相談支援体制と中園城、小園城へのパッシブな体制を構築するとし、また、体制づくりを実施し、進める中心は地域福祉コーディネーターですが、中園城に1人程度の配置では限界があります。そこで、民生委員児童委員（社会福祉法人と地域福祉コーディネーター）が協働した、チーム方式による地域福祉コーディネーター体制を進める「東京モデル」を提唱し、推進しています。東社協が、地域福祉コーディネーターについて、研究と研修を開始したのは平成22年からで、この間、先駆的取組みを行ってきました。地域福祉コーディネーターを「住民生活に密着し、福祉の制度的サービスと、インフォーマルサービス活動が協働する地域福祉基礎圏域で、住民主体の地域福祉活動を推進する専門職であるコミュニケーション」を整理しました。地域福祉コーディネーターの活躍で、大都市では困難といわれていた、助け合う地域づくりが進み、評価が高まり、都内全体に配置が進んでいます。地域共生社会づくりの重要な柱の一つである、介護予防と、地域包括ケアシステム推進のための生活支援コーディネーター配置をはじめ、地域福祉コーディネーターと協働し取り組むようになっています。コロナ禍で、人と人とのつながりの大切さが再認識され、助け合う地域づくりの実現を目指すことは他人ごとではなく、なすべきことです。地域共生社会づくりは、長い道のりですが、東京らしい地域づくりを目指した取組みが求められています。

社会福祉法の改正と社会福祉法人による地域公益活動の推進

社会福祉法人村山苑 理事長
東社協 社会福祉法人経営者協議会会長
品川 卓正

平成28年3月、社会福祉法が改正され、翌29年4月から本格施行されました。改正の背景は二つあると思います。一つは、社会福祉基礎圏域改革により、利用契約制度が導入され、社会福祉法人以外の特定非営利活動法人や株式会社等の福祉事業への参加が可能となり、このことが経営者主体間のイコールフットリング論に発展し、社会福祉法人に対する優遇税制や補助金等の在り方が議論されたことです。もう一つは、社会福祉法人が多額の累積金を留保しているとの新聞報道がなされ大きな反響を呼んだことです。改正の要点として、経営組織体制の強化、「事業運営の透明性の確保」、「財務規律の強化」そして地域における公益的な取組みを実施する責務」等を挙げています。中でも「地域における公益的活動」が今後の社会福祉法人制度の維持・発展に繋がるもので、いわば、この法改正の本質的な項目と言えます。社会福祉法人の地域に対する働きかけは本来的な使命であり、責務として規定されたものです。社会福祉法人だからこそできる制度の狭間で生じる困難な福祉ニーズ等に積極的に対応するよう社会福祉法人に奮起を促しました。東京社会福祉法人経営者協議会（以下、経営者協議会）は、法改正の意味を汲み取り、まず、会員の皆様方に法改正の趣旨・内容等についての理解を深めて頂くため、東京都や全国社会福祉協議会等に講師の

派遣を依頼して研修会の開催に努めました。そして、社会福祉法改正の本質が社会福祉法人制度の維持・発展にあり、これを表現するためには地域の公益的な課題への取組みを具体的に進める必要があることとの理解を得るため、経営者協議会が設置された調査研究委員会等において地域貢献活動について検討しました。その後、検討の場を東京都社会福祉協議会（以下、東社協）に移し、結果、東社協内に新たな地域貢献活動のための協議会組織を創設し、事業に取り組むこととし、経営者協議会はこれに全面協力することとしました。この事業は、三層の取組みとして、各社会福祉法人による取組み、各地域・地域社会協を中心とした連携における取組み、そして「広域（東京都全域）」における取組みとして、「東京都地域公益活動推進協議会」以下、推進協議会（注）を平成28年7月に設立しました。現在、地域社協を中心としたネットワーク（注）は51地域（注）で取組みが進められ、広域による取組みである「はたらくサポーター」ときょう中間的的就労推進事業」の参加法人も増加しています。しかし、推進協議会の組織率は全体の3割程度の法人に留まっています。経営者協議会が推進協議会と一体となって全法人参加の実現を目指し、今後社会福祉法人の存在意義を示していきたいと考えています。

（注）令和3年2月現在

地域共生社会の実現と民生委員・児童委員活動

東京都民生児童委員連合会 会長
寺田 晃弘

東京の民生委員の源流は、失業者や貧困の増大が社会問題だった大正7年に設置された救済委員ですが、大正9年より方面委員の配置が徐々に拡大し、大正11年に一本化します。方面委員制度の普及、発達に伴い組織統制と調整機能のために昭和7年に結成された東京市方面委員連盟が、東京都民生児童委員連合会の前身です。

都民連は、東社協設立の際は主要な構成員として、また設立後は組織運営と活動推進の母体となりました。昭和30年には、当時亡国病とされた結核患者のためのアプターケア施設を民生委員自らの拠金等で建設し、その系譜に連なる内部障害者更生施設を運営していた社会福祉法人と昭和59年に統合します。しかし、都の福祉施設の整理・再編方針により閉園となり、平成25年3月に法人を解散し4月より新たに東社協に組織基盤と事務局機能を移管し統合しました。

この10年間を概括すると、経済格差の拡大や分断の深まりを是れ自然災害も相次ぎ、複合・重層化する福祉問題に同期して困難さや負担感が増した民生委員活動の継続的な進展が問われた時期でした。担い手不足の顕在化もあり、候補者の円滑な確保と活動環境の整備が喫緊の課題となる中で委員同士、平成29年に民生委員制度創設100周年、翌30年には東京の100周年という大きな節目を迎えました。

平成28年に策定した東京版活動強化の方策では、今後10年間の指針とする6本の柱（注）として提起し、「仲間を5本の柱」の地域つながりをスローガンと定め、委員同士はもとより関係者や住民等あらゆる地域の仲間とつながり合い、地域ぐるみで課題解決に取り組むことを5本の柱に通底する考え方をとりました。都と協働で平成30年に立ち上げた「民生委員・児童委員活動に関する検討委員会」は、環境整備と強化活動の具体化の必要性を重ねて指摘しています。

東京都の民生委員は制度創設以来、震災や戦争、経済不況など多数の混乱期にあっても住民や地域の課題を我が事として、また相談内容如何にかかわらず「丸ごと」受け止めてきました。これからの福祉課題の対応の主役は地域であり、地域共生社会の考え方は、まさに永年にわたる民生委員の実践そのものです。従来の「担い手の固定化」や「誰かが担い手」から「誰もが担い手」になる今日、地域共生社会の実現に向け地域社会を構成するすべての人たちが共に手を携え様々な課題の解決を図っていく必要があります。それぞれの地域において、幅広い関係者との積極的な連携のもとに課題を抱える住民の早期把握や行政・関係機関への架け橋としての役割を、また一人ひとりの活動においては、これからの人々の暮らしを支える役割を担い、これからの暮らしを支えるという役割を確実に果たしていくことが求められます。

（注）①個別支援活動の向上②班体制の確立③民児協組織の強化④児童委員活動の充実⑤協働による地域福祉活動

権利擁護・成年後見制度の10年

明治大学専門職大学院法務研究科教授 弁護士
東社協 地域福祉権利擁護事業契約締結審査委員会委員長
平田 厚

社会福祉基礎圏域改革に基き、福祉サービスの提供方式が措置から契約へと変更されるに当たり、判断能力が不十分である人が契約を締結することによって福祉サービスを利用しながら、地域において自立生活を営めるように支援する権利擁護の形を作り直すことが必要になりました。そこで地域福祉権利擁護事業と成年後見制度という2つの権利擁護制度が創設されることになったのです。

そして、平成19年10月から地域福祉権利擁護事業が実施され、平成12年4月から成年後見制度が施行されました。この2つの制度は、判断能力の不十分なる人を支援するために、相互に連携して車の両輪としての機能すべきものです。そのような連携の視点から、東京都では平成17年から「成年後見活用あんしん生活創造事業」が実施されましたが、東社協は、成年後見推進機関に関する相談事業などを委託して実施してきました。地域福祉権利擁護事業は、平成19年に国庫補助事業の名称が「日常生活自立支援事業」と変更されたため、それは支援の実態を示す名称であったが、東社協では、もともとこの制度の精神を示す地域福祉権利擁護事業という名称をそのまま維持して使用しています。

地域福祉権利擁護事業と成年後見制度は、それぞれ実利用者数の増加・累積によって地域で増大していくニーズに対応することが困難となってきたており、受血の

確保と不祥事の防止とがともに制度の課題となっており、平成15年には成年後見制度利用促進法が施行され、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されて、成年後見制度の利用促進が推進されています。東社協では、成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の連携のあり方検討会を設置し、その結果を地域と家庭裁判所の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみに取りまとめています。これからの地域福祉においては、増大していく支援ニーズに対応できる支援権利擁護の形を充実させていかなければなりません。課題があるからといって止まっているわけにはいけません。地域福祉権利擁護事業と成年後見制度が連携して、判断能力が不十分なる人を地域で支えていくために、親族・専門職・家庭裁判所がそれぞれ成年後見制度における役割を分かち合っており、協働し、社会福祉協議会が地域住民とともに「ご本人を支援していく新しい権利擁護の形づくりを継続的に考えていかなければなりません」。

東京の高齢者福祉・介護サービスの向上をめざして

社会福祉法人白十字会 白十字ホームホーム長
東社協 東京都高齢者福祉施設協議会会長
西岡 修

1. 施設から在宅へ
して地域での連携へ
昭和から平成に代
わる頃、東京都の独自
事業として「高齢者
在宅サービスセンター」
事業が特養に併設され
る形で、各区市に整備
されました。今日の地
域包括支援センター、
居宅介護支援事業、
通所介護や短期入所

介護などの事業を包括的に提供する小規模多機能
施設事業にも連なる先駆的、画期的な事業でし
た。在宅への取組みが本格化する中で、当時の老
人福祉施設部会から、平成5年に高齢者が在宅
サービスセンターが部会として独立しました。
介護保険制度が施行され、在宅施設を問わず
介護ニーズが増えていることから、平成26年に
「高齢者福祉施設部会」とセンター部会は「東
京都高齢者福祉施設協議会(高齢協)」に統合し
ました。体系的な展開は現在も途上にあります
が、施設と在宅サービスがしっかりと連携して
地域の中で高齢者や家族の生活を支え護る役割
を強めています。

2. 担い手「福祉・介護サービス」
介護保険制度が施行されて20年。要介護高
齢者は当初の想定を超えて増加をしています。
平成19年3月NHKスペシャルで介護の
人材が他領域への流出し、担い手不足により介
護サービスが十分に機能できない状況が放映
され、大きな反響を呼びました。それから10数
年。事態はさらに悪くなっています。

都内では、職員の確保ができないために、特
養を開設しても職員不足から定員を満たすの
に時間がかかっています。訪問介護員の平均年
齢は58歳。60歳以上が半数を占めている状況は

3年ごとに見直される介護報酬では、制度の
持続可能性が重視され、例えば従来型特養の基
本報酬は、施行時に比べて平均20%以上減額さ
れています。この報酬引き下げは職員待遇に影
響して3K、4K(きび)汚い「危険」に加
え「給料が悪い」職場といった、ネガティブな
イメージが定着し、10年を超えて続人材危機
の要因の一つとなつていえます。
3. 要介護の高齢者福祉・介護サービスの向上を
めざして

高齢協では、この10年あまり介護報酬の課題
を中心に、経年「経営実態調査」を続け、「地
域区分」「人件費割当」「外国人入浴」「派遣・
紹介」問題など、全国的にはマイナスイな東京特
有の課題に取り組み、発信してきました。当初
は歯牙にもかからぬ状況でしたが、国などの
審議会や委員会に検討課題として取り上げら
れるようになっていきました。十分な成果とはい
い難いですが継続は力です。

東京都は人口1千400万人を擁する日本
一の大都市です。高齢者人口は311万人、令
和2年9月です。これは県別人口順位令和2
年10月現在では全国10位の静岡県300万人
と11位の茨城県285万人に匹敵します。令和
22(2030)年頃は380万人、都民の4人に
1人が高齢者と推計されています。

東京にはゆたかなイメージがあります。しか
し高齢者の状況は、単身や高齢者のみ世帯が増
え続け、しかも今後は正規就労が困難なた影
響などで、低所得、無年金状態などの困憊ジュ
ニア世代の高齢化が進んでい、といわれています。
80歳問題ではその先駆けです。
介護保険制度だけでは捉えきれない、対応で
きないところを、高齢協所属の施設、事業所は
地域の拠点として介護サービスにとどまらな
い高齢者福祉の支援を積極的に担うことが期
待されています。

社会的養護と子どもの 最善の利益のために

社会福祉法人二葉保育園
二葉園 二葉むさしが丘学園 トリス統括施設長
東社協 児童部会児童養護施設問題検討委員会委員長
武藤 素明

この10年間の中
で最も深刻な問題
は児童虐待の増加
です。全国の児童
相談所への児童虐
待相談件数は、平
成21年の4万4千
件が令和元年(平
成31年)には19万
4千件に達してお
り、とくに都市部
は深刻な実態です。

この10年を振り返ると、平成23年にタイ
ゲームスクの前で全国各地の児童養護
施設などにランドセルなどの善意の寄付
が相次ぐ現象が起こったことを社会的契
機とし、「社会的養護の課題と将来像」をま
とめ、児童一人当たりの居室面積の改定
と生活単位の小規模化の促進を進めると
も、里親支援機関事業の創設や自立援助
ホーム、児童家庭支援センター等を実施し
やすくするための規定改定が行われました
。また、家庭支援専門職員や心理療法担
当職員等の配置が最低基準に位置付けら
れるとともに、最も現場が念願としていた
職員配置基準が改正され、児童養護施設は
児童6名につき1名であったものが4対
1へ順次改定されました。そのほか措置
児童等虐待防止ガイドラインの作成や施
設長の資格要件の整備、第三者評価の制
度が行われ、社会的養護の質的向上策が講
じられました。

その後、平成28年には児童福祉法の大幅
な改正がなされ、平成29年8月には「新し
い社会的養育ビジョン」において年少のこ
どもの里親委託率を75%以上、学童は50%
以上にとの目標数値が出され、さらには全
ての施設は概ね10年以内に小規模化かつ

地域分散化の実現等を含む提言が発出さ
れました。その後このビジョンを基に策定
された結果が各都道府県推進計画としてま
とめられ、現在、その計画が全国で展開さ
れているところです。
東京都内においては、全国に先駆けてこ
れまで里親ファミリーホーム・グルー
プホームでの家庭的養育の推進を展開して
きました。専門機能強化型児童養護施設
の実践、平成24年度から「自立支援コー
ディネーター」里親支援専門相談員等を
配置し、治療的ケアや自立支援策、里親支
援策の向上に取り組んでいます。また、「東
京都社会的養育推進計画(令和2年3月)
がまとめられ、子どもの権利擁護策、里親
支援の充実策、自立支援策、人材対策等さ
らに広範な取組みが進められていること
です。東京では現在、特別区において児
童相談所の設置がなされ令和2年から世
田谷区、荒川区、江戸川区において開設、
今後その他の区が順次開設準備に入つて
います。

児童部会としては、これまで同様に子ど
もの最善の利益のために、これらの政策動
向を把握するとともに「特別区里親施設対
策委員会」人材対策委員会等新たな特別
委員会を設けながら、施設長と従事者が一
体となった活動を展開しています。社会的
養護は措置制度として都道府県等が措置
責任を有する制度でもあり、児童の最善の
利益と養育保障のために東京都福祉保健
局と常に連携し努め取組みを行っていま
す。

障害者の自立支援に 向けて

社会福祉法人原町成年養育 理事長
東社協 知的発達障害部会前部長
坂本 光敏

平成27年度より
平成30年度の平成
最後の4年間・2期
部会長を務めさせ
ていただきました。

平成23年から令
和2年の10年間は
東日本大震災に始
まり日本中が大規
模自然災害に見舞
われ、今は新型コロナ
ウイルス、パンデ
ミックによる緊急事態宣言の渦中にいます。
我々障害者への支援業務は基本が密になり
ます。3密を避けることは支援業務の基本が
立ちゆかないこととなります。ワクチンが行
き渡るまでは、支援現場の苦闘が続きます。
この10年間は戦後第二次世界大戦で特
別に記憶し、後世に残す出来事が続いた10年
と言つても良いでしょう。想定外としていた
地球温暖化の影響が、気候変動として目に見
える形で現れてきた10年でした。豪雨豪雪災
害も毎年繰り返されてきました。

しかし、特筆すべきは、障害当事者の権利
への理念的な法制度の完成があります。国連
障害者権利条約批准のための国内法の整備
です。平成25年「障害者虐待防止法」翌年施
行、平成25年「障害者自立支援法から総合支
援法へ」応益負担から応能負担への大きな転
換が実現しました。同年「障害者差別解消法
が成立し、遂に平成26年「障害者権利条約」を
批准しました。そしてこの法律に基づき「差
別解消の民間事業者の合理的配慮の義務化」を
規定した「東京障害者への理解促進及び
差別解消の推進に関する条例」が平成30年10
月に施行されました。国際障害者年行動計画
からは40年経つて、法律の条文に障害者への
差別解消の義務化、共生社会の実現が明記

されたのです。
このような時代背景の中で、知的発達障害
部会が目指してきたものは、大きく3点あり
ます。
一つ目は、400を越える会員施設を抱え
る部会として社会に貢献していくための役
員会特に三役体制の充実です。このこと
により東京部の虐待防止委員会・強度行動障
害支援者研修等に積極的に関わってしまし
ました。また、東社協が受託する「障害者福祉施
設における新型コロナ感染症集団発生時応
援職員派遣事業」にも協力をしています。
二つ目は、自然災害からの防災と被災障害
者への頭の見える相互支援です。
平成23年3月に、都内の知的障害関係団体
と「東日本大震災合同災害対策本部」を立
ち上げ、半年にわたる会員施設総出で、宮城
県気仙沼市を中心とする被災地支援を実施
しました。この経験をもとに「復興支援特別
委員会」を設置し活動して参りました。そし
て、平成28年熊本地震では2度目の合同災害
対策本部を設置、平成30年7月豪雨には三度
目の合同災害対策本部を設置して、広島県を
訪問、被災した障害者の支援に取り組みまし
た。現在は特別委員会から常設の災害対策委
員会として活動しています。

三つ目は、運動の側面としての施策提言活
動です。毎年都内知的障害関係6団体共催
として「東京大集会」を開催し国会議員の方
を中心に施策提言を行ってきました。特に平
成30年7月の第13回集會では平成28年7月
に起きたあの痛ましい「やまゆり園事件」を
引きかせないために、「障害当事者が安心して
登下校と生きることをテーマとして実施し、
関東地区全体から17名の関係者が参加し
ました。知的発達障害部会は今後も知的
障害を持つ方の支援人材育成の機関として
も大きな役割が期待されています。

質の高い保育を 目指して

社会福祉法人めじろ会 めじろ保育園園長
東社協 保育部会前部長
終澤 章次

私は、東社協保
育部会長として平
成21年度から平成
28年度まで4期8
年を務めさせてい
ただきました。こ
の間、質の高い保
育を目指して、歴
代部会長の蓬生君
子氏、川下勝利氏
はじめ多くの方
ちに、ご尽力ご協
力をいただきました。このように任
命を全うすることができたと思つています。
保育のこの10年を振り返ると、常に待機
児解消の問題がありました。特にリーマン
ショックを契機として爆発的な待機児の
増加があり、東京都の大都市では、その解
消策として、最低基準の面積基準を一定期
間緩和してもよしとする通知がなされた
ました。このことは、面積基準のダブルスタ
ンダード化になりかねない、全国保育協
議会の先生方から問題提起されていまし
ました。このような中、保育部会は学識経験者
都内保育関係者と共に東社協の「保育所待
機児問題対策プロジェクト」で検討を重ね、
面積基準を変更することなく解決する方
法として、会員園に対して「分園」の増設を
提言し、多くの会員園の協力をいただくこ
とができました。

平成23年3月に東日本大震災が起き、被
災された県の保育所に対しては震災後も
継続的に折り紙をお送りしたり、毎年開催
している東京都保育研究大会においても
支援を続けました。

平成25年2月には災害時の飲料水等の
確保の観点から、東京キリンビバレッジ

サービス(株)と災害時に提供する飲料供給
に関する協定を結ぶことができました。
子ども子育て三法が成立し、「子ども
子育て新システム」から子ども子育て新
制度と変わり、平成27年度から「新・幼保
連携型こども園」がスタートしました。新
しい制度の下での部会活動はどうあるべ
きか、協議を重ねながら部会活動を進めて
来まし。

さらに、平成27年には、子どもの声を騒
音条例の数値規制の対象から外す、東京都
環境確保条例の改正が可決されました。
部会では、子どもの声は騒音ではない、と
言い続けていました。このような発信に
よって保育所に関心が集まり、保育士の処
遇改善等、保育所が抱えるさまざまな問題
が注目されるようになったことは、ある意
味ではよかったですと思つています。
平成30年には、保育所・幼稚園「認定こ
ども園の共通化(震災等への対応を踏まえ、
次へつなげるための保育指針の改定も行
われました。

新型コロナウイルス感染症予防の中で、従
来当たり前に行ってきたことができにく
くなっています。「新たな生活様式での保
育」を、先人たちが培い残している良い枝
葉を更に時代に即した形でよりよくし
いかななくてはなりません。東社協保育部会
は公私立の保育所が属する数少ない組織
です。常に活動を通して真ん中に、次の10
年、部会活動を通じていくことを願つておりま
す。

資金貸付と 相談支援による 自立促進

明治大学公共政策大学院教授
東社協 生活福祉資金運営委員会委員

岡部 卓

低所得者対策は、今日の経済雇用環境の変化などを反映し、その役割・機能の比重が高まっています。主要制度には、生活福祉資金貸付制度、生活困窮者が自立・生活困窮者自立支援制度などがあり、民生児童委員、社会福祉協議会、行政などがその業務に深く関わっています。

生活福祉資金貸付制度は、主として低所得者世帯に対し無利子または低利で資金の貸付を通して自立に向けた相談支援を行う制度であり、大きくは次の二つに分けられます。一つには、民生児童委員活動や区市町村社会福祉協議会で行なう地域に立脚した実践活動の一環として行われる資金の貸付福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活支援資金があり、地域で安定した生活の維持向上、子どもの教育機会や学業の継続、所有する居住用不動産を担保に生活費の貸付を行うもの、もう一つは、経済・雇用環境などの要請にて行われる事業で、民生児童委員を介さない貸付（総合支援資金、緊急小口資金）があり、雇用のネットから漏れた労働者や生活困窮者への対応をしています。ここ10年、総合支援資金が減少し、近年では子どもの貧困問題を背景に教育支援資金が大きな割合を占めています。また、新型コロナウイルスによる総合支援資金及び緊急小口資金特別貸付の申請件数・貸付件数がリーマンショックをはるかに超える未曾有の数値となっています。

災害時における 社協の役割

東京ボランティア・市民活動センター所長

山崎 美貴子

全国各地で頻発する大規模な地震、津波さらに近年は集中豪雨が各地で発生し、災害ボランティア活動は復興支援活動の10年、東社協の活動の中で欠かせない活動となっ

成23年3月11日に発生した東日本大震災は千年に一度といわれる大災害であり、東北地方の太平洋側の岩手県、宮城県、福島県を中心に大変な被害をもたらしました。国を挙げての支援が必要であり、世界各地からの被災地への支援が開始されました。東社協は都内の社協の職員と共に現地に入り、直ちに支援を開始しました。また、東京都の協力により、都民のボランティア活動を支援するために現地に活動拠点を設け、被害の大きかった岩手県陸前高田市を中心にボランティアバスを平成23年4月から7月まで途切れることなく送り続けました。一方で、被災三県より都内に避難してこれら家族、個人に関しては広域避難者の支援活動を現在も継続して行っています。

こうした経験を重ね、この10年の間に東社協では被災者支援に関するいくつかの変化が起こりました。東京都の大規模災害が起こる可能性を予測して、災害時には東京都災害ボランティアセンターを設置する協定を東京都と結びました。同センターは都内の市民活動団体とともに運営を行うこととなっています。平成25年10月16日の台風第25号

生活困窮者自立支援制度（平成25年制定、平成27年施行）は、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図る目的で創設された制度であり、必須事業として自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、任意事業として家計相談支援事業などの事業があります。経済的困窮、社会的孤立、制度の狭間にある生活困窮者への対応策として位置づけられます。生活福祉資金貸付制度は、生活困窮者自立支援法の施行に伴い同法各事業と連携し、生活困窮者の自立促進を図ることは生活福祉資金貸付制度要綱に明記されました。

このように生活福祉資金は、区市町村社協との連携、協働、自立支援相談機関との連携のもとで低所得者をはじめ地域住民の相談支援を進めることも、東日本大震災、伊豆大島土砂災害などの大規模自然災害への経済的支援にも貸付で対応してきました。この他東社協では、低所得者世帯の子どもの教育機会を拡充を図るチャレンジ支援資金の貸付事業、住居喪失や不安定就労者・離職者等サポート貸付事業など、そして昨年より続く新型コロナウイルス感染症対策など全国各地で困難な状態に置かれている人たちに積極的に相談支援を展開しています。

による伊豆大島での土石流災害が発生した時には、東京都災害ボランティアセンターを協定により立ち上げて現地支援を行いました。また、平成30年7月豪雨で、広島県、岡山県、愛媛県等に集中豪雨が発生した際には、広島県には災害ボランティアセンターの支援に、愛媛県宇和島市にはコミュニティづくりの支援に参加しました。宇和島市での支援は豪雨で市内全ての交流サロンが休止してしまし、その活動を復活させたいという依頼でした。

その後、令和元年東日本台風時にも東京都災害ボランティアセンターを協定し、都内被災地社協等への支援に加えいわき市への支援に入りました。その時も被災地の社協や多様な団体と連携しサロン活動に取り組みました。被災地支援では、人と人とのつながりづくり、地域づくりの活動支援も求められています。

こうした流れをふまえて、東京都災害ボランティアセンターアクションプランを推進会議の第二期の取組みとして、東京都の災害に備えた災害ボランティアコーディネーターの養成に加え、社協ブロック単位での民間の活動拠点、都内外のNPO・NGO、民間の活動団体、町会自治会、専門職団体など多様な団体との連携を図り、平時の予防的活動に力を入れて取り組んでいるところだ。

新たな課題への 多様な主体の 社会参加を進めて

一般財団法人富士福祉事業団 理事長
東京ボランティア・市民活動センター運営委員会副委員長

枝見 太郎

平成23年2011年3月11日に東北地方を中心として発生した東日本大震災は未曾有の被害をもたらし、被災地のみならず全国各地が大きな影響を受けました。関東でも直下型大地震が起ることを想定して行政だけではなく一般市民も自然災害への対応や準備に向けた啓発活動がすすましましたが、現実に大震災が発生すると直接大きな被害を受けなかった東京でも帰宅困難者や計画停電、流通の停滞など大変な混乱となりました。東京ボランティア・市民活動センター（TVAC）では1995年の阪神淡路大震災や2000年の三宅島噴火などで培ってきた自然災害に対する経験やボランティアネットワークを活用して、行政や企業などの連携を図り継続的に被災地の復興支援に取り組みしています。東社協は全国の社協との連携協定やネットワークを通じて被災地へ職員の派遣を行い、東京で暮らし被災者の支援などを継続しています。

2013年には伊豆大島台風災害、2016年熊本地震、2018年の西日本豪雨災害や北海道胆振東部地震など毎年のように発生する自然災害に対して職員やボランティアの派遣などを行い、2019年7月の台風災害時には東京都と合同で東京都災害ボランティアセンターを設置して被災地や被災者のサポート支援活動に取り組みました。また、今後も発生し続けると考えられる自然災害に対

するために東京都や民間団体、企業などとの連携強化に努め、定期的な協議を重ね、研修や情報交換などを行っています。被災地支援などで企業との新たな関係性が生まれ、社会的な企業へのCSRへの期待やISO26000の発行などもある。あつてTVACでは2016年からは企業ボランティア推進事業として企業ボランティアの開催や社員研修などTVACの受け入れの働きを行い、2017年からは障がいがある方々の社会参加促進を図るため企業と障がい関係団体が連携して取り組むD&Iプロジェクトを進めています。

大都市東京における生活課題は加速する少子高齢化が生み出す高齢世帯における課題だけではなく、経済格差による子ども貧困や労働力として地域に流入する外国人を受け入れていく異文化との共生など多様化しています。2020年には世界規模での感染症である新型コロナウイルスによるパンデミックが発生し、2020年東京オリンピックパラリンピックが延期となるなど市民生活は混乱の状況となっっています。AIGが進み人々が極力接触しない中で暮らしやすさ、支障を必要とする人を一人も取り残さないようにすることが重要な目標であると考えます。東社協、TVACは行政、企業、市民が社会的課題解決に向けて取り組むプラットフォームとしての役割を果たすべく努力していきたいと考えています。

福祉人材対策の推進 と連携 ~福祉のしごとの 魅力を伝える~

東京都社会福祉協議会 事務局局長
(兼)東京都福祉人材センター所長

小林 秀樹

福祉分野でここ10年を振り返ってみると、人材確保の困難な状況は依然として続いています。国においては、処遇改善加算の取組みや介護分野における外国人の受け入れの施策などありますが、有効求人倍率は他分野と比較して高い状況となっっています。

東社協でも福祉人材確保に関しては全国的に重要課題として取り組んでおり、東京都福祉人材センター（以下「人材センター」）においては、都の福祉人材の確保定着・育成施策に関する中心的な部分を受託し、福祉人材対策を推進しています。

東社協では平成28年度から「福祉人材総合支援事業」において、区市町村、事業者、職能団体、養成施設等が参画する「東京都福祉人材対策推進機構」を立ち上げ、人材の掘り起こしから育成、定着までを総合的に支援する取組を進めています。ことになり、推進機構の事務局は人材センターに置かれ、東京都内の福祉の職場に関する情報を発信するサイト「ふくむずび」の運営なども開始しました。

福祉のしごとで働く場合に「身近な地域で」と希望される方も多く、多様な人材が活躍していくための区市町村協等と連携密着相談事業を、事業所が求める人材とのマッチングの機会を提供してきました。平成26年には、東京都福祉人材センター多摩

支所がオープンし、多摩地域における人材確保の拠点として求人求職者の相談や活動の拠点をしています。また「福祉のしごとに就いたきっかけや声を聞くように、若い世代が福祉職場を体験したり、職員が働く様子を見学したりする」とは、将来の職業選択に有効といえます。平成26年度からは都内の中学、高校を対象に福祉現場で働く職員がしごとの魅力を伝える学校訪問型セミナーなども行っています。

平成21年度から実施している「介護福祉士修学資金等貸付事業」に加え、平成25年度からは「保育士修学資金貸付等事業」も開始し、国家資格の取得促進や就職支援を図るなど、福祉分野で働くことへのインセンティブを高める貸付も複数実施しております。

令和3年初頭において、経済的にも人々の生活にも大きな打撃を与え続けている新型コロナウイルスですが、新たな求職者層として介護の資格取得を目指す方向や新たな福祉分野で働く方が増え始めている状況もみられます。これに対応し、令和3年度からは介護・障害福祉分野への就職支援貸付事業を「スタートル」にせざるほか、東社協として福祉のしごとの社会的評価の向上を目指した取組みもさらにすすめていく所存です。

第2章 東社協と社会福祉・社会の動き 10年表

平成23年
(2011年)

| 12月 | 11月 | 10月 | 9月 | 8月 | 7月 | 6月 |
|-----|--|--|--|---|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> □地域福祉「コーディネーター養成研修(基礎編実践編)」を開始 | | <ul style="list-style-type: none"> □福島県川内村社協へ職員を派遣 □「第1回避難者の孤立化防止事業実施地区連絡会」を開催 | <ul style="list-style-type: none"> □「東京都の母子生活支援施設の現状と課題」平成22年度東京都の母子生活施設実態調査報告書」を発行 □東日本大震災の被災者を対象とした生活復興支援資金の貸付が開始 | <ul style="list-style-type: none"> □「低所得世帯の子の高校進学に向けた「拝啓中3のあなたへ」高校生になるために」発行 □東日本大震災都内避難者のための「福祉総合電話相談「コールセンター」」開設 | <ul style="list-style-type: none"> □「保育所持機児対策プロジェクトは「保育所持機児問題白書」を発行 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ◆武蔵野市と三鷹市は、医療機関と連携して認知症高齢者の見守り事業の開始を発表 | <ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険受給ができない求職者へ「職業訓練」給付金支給を行う「求職者支援法」施行 | <ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省は、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(確定版)」を公表 | <ul style="list-style-type: none"> ●平成23年度における子ども手当での支給等に関する特別措置法が成立 ●東京都は、今年度の緊急措置として生活保護世帯の冷房機器設置費用を全国で初めて区市に財政支援を行うと発表 | <ul style="list-style-type: none"> ●「障害者基本法の二部を改正する法律」が成立 ●厚生労働省は「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた | <ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省は、3月時点での生活保護受給者が59年ぶりに200万人を突破したと発表 ●東日本大震災からの復興の実施体制などを定める復興基本法が成立 ●改正介護保険法が成立。介護予防、日常生活支援総合事業が創設 ●障害者虐待防止法が成立 |

| 5月 | 4月 | 3月 | 2月 | 1月 |
|---|---|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> □東日本大震災に伴い、東京都と合同で宮城県気仙沼市の施設へ職員を派遣 □福島県の障害者支援施設の県外避難先千葉県へ職員を派遣(8月) | <ul style="list-style-type: none"> □福島県いわき市社協へ貸付業務職員を派遣 □宮城県、岩手県の被災地支援のため都民ボランティア派遣事業を東京都と協働で実施 □宮城県気仙沼市の避難所へ介護職員を派遣 | <ul style="list-style-type: none"> □「2010年度東京都内NPO法人に関する基礎調査報告書」を発行 □「区市町村社協における地域福祉コーディネーターの必要性」養成について」を発行 □福島県内に災害ボランティアセンター等支援のため都内社協職員を派遣 □宮城県気仙沼市の障害者支援施設等へ相談支援員派遣 □東日本大震災の被災者に対して緊急小口資金の特例貸付を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省が「生活保護基準部会」を設置 | <ul style="list-style-type: none"> ●政府は「二人ひとり」を包摂する社会特命チームを設置 ●厚生労働省が、「今後の介護人材養成の在り方について(報告書)」を公表 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●親権の停止制度等が新設された改正民法と、改正児童福祉法が成立 ●東京都は、社会福祉法人経営適正化の仕組みを提言 | <ul style="list-style-type: none"> ●第1次括法が成立。地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図る ◆千代田区は「高校生等医療費助成制度」を創設。都内で初めて18歳までの医療費無料化 ●東京都立小児総合医療センターが「震災後のことここぞ電話相談室」を設置 | <ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災が発生 ●東京都は、東日本大震災の被災者を受け入れる避難所を設置 | <ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省は、「生活困窮者の把握のための自治体の福祉関係部局とボランティア事業者等の関係機関等との連携強化について」を通知 | <ul style="list-style-type: none"> ●東京都は、「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」を制定 |

社会福祉・社会の動き
 (●)国 (■)東京都 (◆)都内区市町村
 (○)民間

平成24年
(2012年)

| 12月 | 11月 | 10月 | 9月 | 8月 | 7月 |
|---|--|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> □「区市町村社協における地域福祉コーディネーターの活動プロジェクト」の検証」を発行 | | <ul style="list-style-type: none"> □「区内サービスマン付き高齢者向け住宅アンケート調査結果」を公表 □「在宅介護分野における報酬改定後の取組み調査の結果」を公表 □東京都から「ヘルプマーク」の作成および普及促進事業」を受託 | | <ul style="list-style-type: none"> □「保育書分園白書」を発行 □「福祉職場におけるインターンシップ実態調査結果報告書」を公表 □「首都圏の災害を想定した福祉施設等の役割と基盤整備のあり方に関するアンケート調査結果(速報版)」を公表 | <ul style="list-style-type: none"> □「改正育児・介護休業法」全面施行 ●厚生労働省は、生活保護制度の改革提案が含まれる「生活支援戦略」中間まとめを公表 ●外国人住民に係る住民基本台帳制度開始 ●税と社会保障一体改革関連8法が成立。子ども・子育て支援法ほか、社会保障施策とともに消費税は段階的に10%まで引上げ ●東京都福祉保健局は「高齢者の居住安定確保プラン」を改定 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省は「要保護児童対策地域協議会」の実践事例集」を作成 ●東京都福祉保健局は「社会福祉施設等における耐震化促進のための都庁地活用事業を実施 ●猪瀬直樹東京都知事が就任 | <ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省は、「要保護児童対策地域協議会」の決定 ●東京都総務局は「東京都地域防災計画(震災編・風水害編・原子力災害編)」を決定 ●東京都総務局は「東京都帰宅困難者対策実施計画」をとりまとめた ●東京都福祉保健局は「区市町村向けヘルプマーク」作成のためのガイドライン」を策定 ●東京都総務局は「東京都帰宅困難者対策実施計画」をとりまとめた | <ul style="list-style-type: none"> ●「都内サービスマン付き高齢者向け住宅アンケート調査結果」を公表 ●「在宅介護分野における報酬改定後の取組み調査の結果」を公表 ●東京都から「ヘルプマーク」の作成および普及促進事業」を受託 | <ul style="list-style-type: none"> ●「改正育児・介護休業法」全面施行 ●厚生労働省は、生活保護制度の改革提案が含まれる「生活支援戦略」中間まとめを公表 ●外国人住民に係る住民基本台帳制度開始 ●税と社会保障一体改革関連8法が成立。子ども・子育て支援法ほか、社会保障施策とともに消費税は段階的に10%まで引上げ ●東京都福祉保健局は「高齢者の居住安定確保プラン」を改定 | <ul style="list-style-type: none"> ●「改正育児・介護休業法」全面施行 ●厚生労働省は、生活保護制度の改革提案が含まれる「生活支援戦略」中間まとめを公表 ●外国人住民に係る住民基本台帳制度開始 | <ul style="list-style-type: none"> ●「改正育児・介護休業法」全面施行 ●厚生労働省は、生活保護制度の改革提案が含まれる「生活支援戦略」中間まとめを公表 ●外国人住民に係る住民基本台帳制度開始 |

| 6月 | 5月 | 4月 | 3月 | 2月 | 1月 |
|--|---|---|--|---|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> □「保育所持機児問題への対応実践の手引き」を発行 | <ul style="list-style-type: none"> □「高齢者福祉施設におけるBCP策定ガイドライン(震災編)」災害時要援護者支援ブックレット」発行 □「高齢者退院支援の手引き」発行 □「東京ボランティア・市民活動センター30周年誌」市民がつくる、未来への歩み」発行 □「区市町村社協における地域福祉コーディネーターの活動プロジェクト」の検証」を発行 | <ul style="list-style-type: none"> □「母子福祉部会が「母子生活支援施設紹介の展示会」を開催 | <ul style="list-style-type: none"> □「親族後見人の実態把握調査報告書」発行 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●「障害者優先調達推進法」が成立 | <ul style="list-style-type: none"> ●東京都は、全国で初めて離婚後の親子の面会交流支援を開始 ●「東京都若年性認知症総合支援センター」を全国で初めて開設 | <ul style="list-style-type: none"> ●改正介護保険法が施行。研修によりたん吸引などの医療行為が介護職員も可能に ●東京都福祉保健局は、都内10か所に「認知症疾患医療センター」を設置 | <ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省は「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」を公表 ●第24回介護福祉士国家試験をEPA介護福祉士候補者が初めて受験 ●東京都は「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」を制定 | <ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省は、生活困窮者の把握のための自治体の福祉関係部局とボランティア事業者等の関係機関等との連携強化について」を通知 | <ul style="list-style-type: none"> ●東京都児童福祉審議会が、児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について提言 |

社会福祉・社会の動き
 (●)国 (■)東京都 (◆)都内区市町村
 (○)民間

東社協の動き

社会福祉・社会の動き
○国 ■東京都 ◆都内区市町村
○民間

| 12月 | 11月 | 10月 | 9月 | 8月 | 7月 | 6月 | 5月 | 4月 | 3月 | 2月 | 1月 |
|---|-----|--|---|--|--|----|--|--|--|---|---|
| <p>□「地域のキーパーソンとつながる。協働する」を作成</p> | | <p>□台風27号の接近に伴い、大島の島外に避難した在宅要援護者13名を、11会員施設で受け入れ(29日)</p> | <p>□伊豆大島土砂災害を受け、大島社会福祉協議会災害ボランティアセンター職員を派遣</p> <p>□課題発見・解決志向型地区社協整備事業「スタート」</p> <p>□高齢者施設福祉部会「アソビタイプ福祉ボランティア」策定</p> | <p>□「東日本大震災に伴う」都内避難者への「へらし多し」発行</p> <p>□「課題発見・解決志向型地区社協整備事業」スタート</p> <p>□高齢者施設福祉部会「アソビタイプ福祉ボランティア」策定</p> | <p>□「子ども子育て世帯への利用者支援」に関する区市町村アンケートを実施</p> | | <p>□「障害者総合支援法とは…」初版発行</p> <p>□中高生等を対象としたホームレス「東社協ユースのページ」を開設</p> <p>□生活サポート特別貸付事業は債権を譲渡し、事業終了</p> | <p>□社会福祉法人東京都民生委員連盟風の解散に伴い東京都民生児童委員連合会の運営を継承</p> | <p>□「退院後、行き場を見つけない高齢者社会資源実態白書」を発行</p> <p>□東京都「災害ボランティア活動支援に関する協定」を締結</p> <p>□東京都中国帰国者自立研修センター事業が終了</p> | <p>□「高齢者福祉施設におけるBCP(事業継続計画)訓練ガイドライン」を発行</p> | <p>□「東京都子供家庭総合センター」開設</p> <p>■東京都が「災害時要援護者への災害対策推進のための指針及び「避難所管理運営の指針」を改訂</p> <p>■東京都が「社会福祉施設におけるサービスマネジメント」を作成</p> <p>●厚生労働省が「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」を改訂</p> <p>●高齢者雇用安定法が施行。希望者全員が継続雇用の対象に</p> <p>●改正労働契約法が全面施行</p> <p>●障害者総合支援法の一部施行。障害者自立支援法が障害者総合支援法に</p> <p>●マイナンバー法が成立</p> <p>●内閣府が「小・中・大規模な緊急対応策」を決定</p> <p>●ハグ条約加盟にむけた関連法成立</p> <p>●精神保健福祉法改正法が成立。保護者制度廃止など</p> <p>●障害者差別解消法が成立</p> <p>●障害者雇用促進法改正法が成立。法定雇用率の算定に精神障害者も加わる</p> <p>●子どもの貧困対策推進法が成立</p> |
| <p>●生活保護法の部を改正する法律と生活困窮者自立支援法が成立</p> <p>●猪瀬直樹都知事が辞職</p> | | <p>○日本郵便株式会社が「高齢者等の「みまもりサービス」を試行実施</p> <p>■台風26号による伊豆大島土砂災害が発生</p> <p>■台風27号に備え、大島町の高齢者、障害者、妊産婦等、付添者を含む127名が島外避難</p> | <p>●奈良県が、保護観察中の少年を非常勤職員に採用する制度を導入</p> <p>◆江東区は、全国初となるサテライト保育事業を平成26年4月までに実施すると公表</p> | <p>●生活扶助費の段階的引き下げ開始(平成27年度末)</p> <p>■東京都が「保育士実態調査」を実施</p> | <p>●改正DV防止法と改正ストーカー規制法成立</p> <p>■「東京都発達障害教育推進会議」設置</p> <p>○全国民連帯が「民生委員児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」を策定</p> | | <p>●改正DV防止法と改正ストーカー規制法成立</p> <p>■「東京都発達障害教育推進会議」設置</p> <p>○全国民連帯が「民生委員児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」を策定</p> | | <p>●高年齢者雇用安定法が施行。希望者全員が継続雇用の対象に</p> <p>●改正労働契約法が全面施行</p> <p>●障害者総合支援法の一部施行。障害者自立支援法が障害者総合支援法に</p> <p>●マイナンバー法が成立</p> <p>●内閣府が「小・中・大規模な緊急対応策」を決定</p> <p>●ハグ条約加盟にむけた関連法成立</p> <p>●精神保健福祉法改正法が成立。保護者制度廃止など</p> <p>●障害者差別解消法が成立</p> <p>●障害者雇用促進法改正法が成立。法定雇用率の算定に精神障害者も加わる</p> <p>●子どもの貧困対策推進法が成立</p> | | |

東社協の動き

社会福祉・社会の動き
○国 ■東京都 ◆都内区市町村
○民間

| 12月 | 11月 | 10月 | 9月 | 8月 | 7月 | 6月 | 5月 | 4月 | 3月 | 2月 | 1月 | |
|-----|-----|---|--|--|--|--|--|--|--|---|--|---|
| | | <p>□生活困窮者自立支援法施行に向け、同事業実施の有無に関わらず社協として生活困窮者自立支援に取り組むとして「社会福祉協議会と生活困窮者自立支援法」を示す</p> | | | <p>□「人材定着・離職防止相談支援事業」がスタート</p> | <p>□東京都福祉人材センター多摩支所を立川駅北口に開設</p> | <p>□東京都における災害福祉広域支援のあり方検討プロジェクト報告書」を発行</p> <p>□「人材定着・離職防止相談支援事業」がスタート</p> | <p>□「介護人材確保対策事業」東京都から受託</p> | <p>□「東京都の知的障害者入所施設における高齢・虚弱化・医療的ケアの実態等に関するアンケート調査結果」を公表</p> <p>□「災害時要援護者支援活動事例集」作成</p> <p>□「課題発見・解決志向型地区社協整備事業検討委員会報告書」発行</p> <p>□地区社協立ち上げモデル事業を開始(H27)</p> <p>□「暴力虐待を未然に防ぐアプローチ」に関する調査報告書発行</p> | <p>□「保育園における震災時対応ガイドライン」子どもたちの命を守るために」を発行</p> <p>□「高齢者福祉施設における災害時相互応援ガイドライン」を発行</p> <p>□都内の学童保育の状況就学前から学齢期までの連続した支援に向けて」を発行</p> | <p>□「保育園における震災時対応ガイドライン」子どもたちの命を守るために」を発行</p> <p>●国は障害者権利条約を批准</p> | <p>●政府は父子家庭向けの貸付金制度を新設</p> <p>●国は障害者権利条約を批准</p> |
| | | <p>●東京都が国に「生活困窮者自立支援法等に関する国への緊急提案要求」を提出</p> <p>●大雪により新潟県南町では、国道が土砂崩れで塞がれ、長野県栄村の住民を含めおよそ130世帯が孤立状態となった</p> | <p>■東京都福祉保健局は、ヘルプマークを自治体や企業が活用できるようガイドラインを策定</p> | <p>●平成26年8月豪雨により大島土砂災害が発生</p> <p>●政府は今後5年間の「子どもの貧困対策の基本方針の大綱」を決定</p> | <p>■介護・障害福祉従事者の人材確保のための処遇改善に関する法律が成立</p> <p>■東京都は、精神科への救急受診を支援する「東京都こころののちのサポートネット」を開設</p> | <p>●政府の産業競争力会議で「子育て支援員(仮称)」を2015年度に創設すると発表</p> | <p>●消費税が5%から8%に引き上げ</p> <p>●改正少年法が成立。有期刑の上限引き上げなど厳罰化が進む</p> <p>●内閣府は、市町村が災害時に避難勧告を出す際の基準を示した新ガイドラインを公表</p> | <p>●消費税が5%から8%に引き上げ</p> <p>●改正少年法が成立。有期刑の上限引き上げなど厳罰化が進む</p> <p>●内閣府は、市町村が災害時に避難勧告を出す際の基準を示した新ガイドラインを公表</p> | <p>●政府は父子家庭向けの貸付金制度を新設</p> <p>●国は障害者権利条約を批准</p> | <p>●国は障害者権利条約を批准</p> | | |

| 12月 | 11月 | 10月 | 9月 | 8月 | 7月 | 6月 | 5月 | 4月 | 3月 | 2月 | 1月 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|---|--|---------------------------------------|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|
| <p>□事例集「専門機関と地域住民の協働による地域づくり〜暴力虐待を未然に防ぐ実践事例集〜」を発行</p> | <p>□「社会福祉施設・事業者のための規程集(マイナンバー編)」を発行</p> | | <p>□平成27年度版「介護サービス関係Q&A集」を発刊</p> <p>□「ファミリー子ども女性への暴力」虐待のない社会をめざしてを開催</p> <p>□平成27年9月関東・東北豪雨災害を受けて茨城県常総市災害ボランティアセンターに職員を派遣(18日〜11月15日)</p> | <p>□「職員のやり甲斐アンケート報告書」を介護職員300名のメッセージ」を公表</p> | <p>□「社会福祉施設における社会福祉士配置に係る実態調査」を公表</p> | <p>□「生活相談員のためのショートステイマニュアル(改定版)」を発刊</p> <p>□「福祉事業者における苦情解決の取組事例集」を発刊</p> | <p>□「子ども子育て支援新制度に関する区市町村アンケート報告書」を公表</p> <p>□東日本大震災に伴う都内避難者のための電話相談を開始</p> | <p>□「社会福祉施設・事業者のための規程集(2015年版)会計経理編、人事労務編、運営編」を発刊</p> <p>□生活困窮者自立支援法施行に伴う生活福祉資金の制度改正と運用変更実施</p> <p>□青山協会会長就任</p> | <p>□「経営改善検討委員会」設置</p> <p>□従事者共済会は「資金管理規則」の一部を改正</p> <p>□「東京都内区市町村社協における新たな挑戦」課題発見・解決志向型の新たな地区社協」を立ち上げよう」を発行</p> | <p>□「保育所と学童保育の連携による学齢期の成長を見据えた保育」を発行</p> | <p>□「特別養護老人ホームにおける介護職員充足状況に関する緊急調査結果」を公表</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>●事例集「専門機関と地域住民の協働による地域づくり〜暴力虐待を未然に防ぐ実践事例集〜」を発行</p> <p>○「一般社団法人認定介護福祉士認定・認定機構が「介護関連団体」により設立</p> <p>●厚生労働省は「保育の担い手確保に向けた緊急なとりまとめ」を公表</p> | | | | | | <p>○公益財団法人「子ども貧困対策センター」が設立</p> <p>●東京都は「東京ホームタウンプロジェクト」ウェブサイトを開設</p> | | | | | | <p>●子ども子育て支援新制度が施行</p> <p>●生活困窮者自立支援法が施行</p> <p>●改正介護保険法が施行。予防サービスの一部が市町村の地域支援事業へ移行</p> <p>●東京都は「東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画」を策定</p> <p>●東京都は「東京都社会的養護施設推進計画」を策定</p> <p>●東京都は東日本大震災に伴う「都内避難者相談拠点」を開設</p> <p>○「生活相談員のためのショートステイマニュアル(改定版)」を発刊</p> <p>●東京都は「東京ホームタウンプロジェクト」ウェブサイトを開設</p> | | | | | | <p>●政府は、2015年度から9年ぶりに介護報酬を2.27%下げること正式決定</p> <p>●厚生労働省は「保育士確保プラン」を公表</p> <p>●政府は、新「オレンジプラン」を正式決定</p> <p>●障害者差別解消法「基本方針」が閣議決定</p> <p>●厚生労働省は「障害者差別禁止指針」と合理的配慮指針」を策定</p> <p>●東京都は「東京都高齢者保健福祉計画」、「東京都ひとり親家庭自立支援計画」、「東京都子育て支援総合計画」を策定</p> | | | | | |
| <p>社会福祉・社会の動き</p> <p>○国 ■東京都 ◆都内区市町村 ○民間</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 12月 | 11月 | 10月 | 9月 | 8月 | 7月 | 6月 | 5月 | 4月 | 3月 | 2月 | 1月 | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|--|--|---|--|--|---|---------------------------------------|--|---|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|
| <p>□「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」を開始</p> | <p>□「売春防止法制定60年記念セミナー」開催</p> <p>□「課題発見・解決志向型の新たな地区社協」を立ち上げよう」を発行</p> <p>□「民生委員制度創設100周年記念『東京版活動強化方策』策定</p> | <p>□「東日本大震災復興支援記録集」を発行</p> <p>□「日本学生支援機構の奨学金拡充に伴い生活福祉資金・教育支援資金の運用を見直し」</p> <p>□「社会福祉法人の連携による地域公益活動推進協議会」が設立</p> | <p>□「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を開始</p> <p>□熊本地震に伴い、全社協からの要請により職員を派遣</p> | <p>□「保育園と小学校との連携に関する調査報告書」を発行</p> <p>□「地域のニーズにこたえる」を発行</p> <p>□「東京都福祉人材対策推進機構設立総会」</p> | <p>□「東京都福祉人材センター」が福祉の仕事就職フォーラムを開催</p> <p>□熊本地震に伴い、7月8日〜8月8日まで熊本市益城町災害ボランティアセンター支援のため都内社協職員派遣</p> | <p>□「保育園と小学校との連携に関する調査報告書」を発行</p> <p>□「地域のニーズにこたえる」を発行</p> <p>□「東京都福祉人材対策推進機構設立総会」</p> | <p>□熊本地震に伴い、全社協からの要請により東社協職員を派遣(15〜20日)</p> <p>□熊本地震からの都内避難者を対象に特別貸付を開始</p> <p>□新しい総合事業の推進のための取組み事例集」を発行</p> | <p>□熊本地震に伴い、知的発達障害部会が、東京都発達障害支援協会と協働で「平成28年熊本地震 東京合同災害対策本部」を設置</p> <p>□東京都福祉人材センター「人材対策推進室」スタート。九段下に事務所を設置</p> <p>□受験生チャレンジ支援貸付事業の運用変更</p> | <p>□中間的就労推進事業「はたらくサポートとつきよ」のガイドブックを発行</p> <p>□報告書「東京都における社会福祉法人の連携による地域公益活動について」を発行</p> | <p>□国の制度改正により、生活福祉資金教育支援貸付限度額を見直し</p> | <p>□「特別養護老人ホームにおける介護職員充足状況に関する緊急調査結果」を公表</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>●「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」を開始</p> <p>●法務省が、受刑者等の広域的な就労支援を行う「コレワーク(矯正就労支援情報センター)」を全国2か所に設置</p> <p>●東京都児童福祉審議会が、提言「家庭的養護の推進について」を都に提出</p> | | | | | | <p>●熊本市益城町災害ボランティアセンター支援のため都内社協職員派遣</p> <p>●熊本市益城町災害ボランティアセンター支援のため都内社協職員派遣</p> <p>●熊本市益城町災害ボランティアセンター支援のため都内社協職員派遣</p> | | | | | | <p>●熊本市益城町災害ボランティアセンター支援のため都内社協職員派遣</p> <p>●熊本市益城町災害ボランティアセンター支援のため都内社協職員派遣</p> <p>●熊本市益城町災害ボランティアセンター支援のため都内社協職員派遣</p> | | | | | | <p>●熊本市益城町災害ボランティアセンター支援のため都内社協職員派遣</p> <p>●熊本市益城町災害ボランティアセンター支援のため都内社協職員派遣</p> <p>●熊本市益城町災害ボランティアセンター支援のため都内社協職員派遣</p> | | | | | |
| <p>社会福祉・社会の動き</p> <p>○国 ■東京都 ◆都内区市町村 ○民間</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 12月 | 11月 | 10月 | 9月 | 8月 | 7月 | 6月 | 5月 | 4月 | 3月 | 2月 | 1月 | |
|-----|--|---|---|--|--|----|--|--|---|--|---|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 「質と量的好循環をめざした福祉人材の確保・育成定着」を発行 | | <ul style="list-style-type: none"> 「保育所における職場体験受入れに関する調査報告書」を発行 「東京都高齢者福祉施設協議会が、大都市東京における介護人材確保に関する講義」の署名活動を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 「平成28年度費用負担見直しに伴う利用者・家族への影響に関する調査報告書」発行 「東京から「我が事・丸ごと」地域共生社会を切り拓く」地域福祉コーナーの役割と実践」を発行 「保育園における外部講師導入に関する調査報告書」を発行 「民生委員制度創設100周年記念 全国民生委員児童委員大会」を東京で開催 | | <ul style="list-style-type: none"> 「東京都民生児童委員連合会は東京都と「民生委員・児童委員活動 普及啓発パレード」100周年記念のパネル展を開催 | <ul style="list-style-type: none"> 「生活困窮者自立支援法における地域のネットワーク活用に関する区市町村アンケート報告書」を公開 「社会福祉法人制度改革に伴う社会福祉法人経営力強化事業実施」 | <ul style="list-style-type: none"> 「平成28年度特別養護老人ホームにおける利用率及び介護職員充足状況に関する実態調査報告書」を発行 「東京都災害福祉広域支援ネットワークの構築に向けて」を発行 「塚田 太田奨学資金事業が終了」 | <ul style="list-style-type: none"> 「大都市東京の特性をふまえた災害時における要配慮者のニーズと支援対策に関する区市町村アンケート調査結果」を公開 | <ul style="list-style-type: none"> 「東社協の動き」 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行。介護職が追加 「再犯防止推進計画」が閣議決定 | <ul style="list-style-type: none"> 改正育児介護休業法が施行 | <ul style="list-style-type: none"> 改正入管難民法が施行。在留資格に「介護」が追加 厚生労働省地域力強化検討会は「最終とりまとめ」地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ」を公表 | <ul style="list-style-type: none"> 福島県は、原発事故に伴う仮設住宅について、避難指示が解除された5市町村の避難者への無償提供を平成31年3月末で終了と発表 | <ul style="list-style-type: none"> 九州北部豪雨が発生 | | <ul style="list-style-type: none"> 改正児童福祉法が成立。家庭裁判所が保護者への指導を兎りに勧告できるよう 改正ホームレス自立支援法が成立 改正水防法が施行。浸水等のおそれのある区域に建つ高齢者施設などで、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務化 | <ul style="list-style-type: none"> 「地域包括ケアシステム強化法」が成立 東京都福祉保健局が「東京都地域福祉支援計画策定委員会」を設置 | <ul style="list-style-type: none"> 経済連携協定(EPA)に基づく介護福祉士を取得者の就労範囲に「訪問介護」が追加 社会福祉士の改正により、離職介護福祉士等届出制度がスタート | <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は「障害福祉サービス」の利用率にわたつての意思決定支援ガイドライン」を策定 東京都区は、年収約760万円未満の世帯を対象に私立高校授業料の実質無償化等を盛り込む | <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は「地域共生社会の実現に向けて当面の改革工程を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部にて決定 | <ul style="list-style-type: none"> 国 ■ 東京都 ◆ 都内区市町村 (○ 民間) |

| 12月 | 11月 | 10月 | 9月 | 8月 | 7月 | 6月 | 5月 | 4月 | 3月 | 2月 | 1月 | |
|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 小学生向けフクシを知ろうーおしごと体験実施 「東京都地域公益活動推進協議会3か年ビジョン」を決定 | <ul style="list-style-type: none"> 「平成30年7月豪雨」で、10月から愛媛「コミュニティ支援プログラム」を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 「平成30年7月豪雨に伴い広島県三原市の障害者支援施設に職員を派遣」 北海道胆振東部地震に伴う都内避難者の特別貸付を実施 | | <ul style="list-style-type: none"> 「子どもの未来を拓く、自立支援コーディネーター30の実践」を発行 平成30年7月豪雨に伴い広島県内の災害ボランティアセンターに職員を派遣 平成30年7月豪雨に伴い都内避難者への特別貸付を実施。また愛媛県松山市・宇和島市、特別貸付業務にかかる職員を派遣 | <ul style="list-style-type: none"> 「いま私たちが職場体験に来る中学生に伝えたい」を発行 「我がまち 再発見！ データまちの声・未来像 ネットワークづくりのためのヒント集」を発行 | | <ul style="list-style-type: none"> 「平成29年度東京都災害福祉広域支援ネットワーク取組報告」を公開 東京都民生児童委員連合会は、東京都と「東京の民生委員連合誕生100周年記念イベント」を実施 「生活支援コーディネーター研修」を東京都から受託 | <ul style="list-style-type: none"> 「東京らしい地域共生社会つくり」のあり方について、中間まとめを発行 「つくし実践事例ポータルサイト」を開設 首都圏直下地震等における災害ボランティア活動連携訓練を実施 東京都災害福祉広域調整センターの設置及び運営等に関する協定を東京都と締結 | <ul style="list-style-type: none"> 「黒区における女児虐待死事例」が発生 | <ul style="list-style-type: none"> 「東京都福祉人材情報システム」の運用開始 「ぶくむすび」の運用開始 | <ul style="list-style-type: none"> 東社協の動き |
| <ul style="list-style-type: none"> 改正入管法が公布。在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設が盛り込まれた | <ul style="list-style-type: none"> 「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行。事業者の合理的配慮の提供が義務化 生活扶助費の段階的引き下げ開始(令和2年度まで) 「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行。事業者の合理的配慮の提供が義務化 又科省は、新放課後子ども総合プラン」を策定 | <ul style="list-style-type: none"> 「平成30年北海道胆振東部地震」が発生 東京都は、LINEを活用した自殺相談窓口を開設 又科省は、新放課後子ども総合プラン」を策定 | <ul style="list-style-type: none"> 「平成30年7月豪雨」発生 岡山県の避難所において、岡山県の福祉関係団体から編成されたDWAATが支援活動を開始 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が児童虐待防止対策に関する関係関係会議において決定 | <ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月豪雨が発生 岡山県の避難所において、岡山県の福祉関係団体から編成されたDWAATが支援活動を開始 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が児童虐待防止対策に関する関係関係会議において決定 | <ul style="list-style-type: none"> 成年年齢を18歳とする改正民法が成立 「大阪府北部を震源とする地震」が発生 厚生労働省は「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を公表 平成30年7月豪雨が発生 岡山県の避難所において、岡山県の福祉関係団体から編成されたDWAATが支援活動を開始 東京都は、新規事業「障害者雇用促進支援事業」を実施。障害者雇用に取り組み中小企業等を対象に雇用面・経営面等からの支援をパッケージで提供 東京都は、東京都里親認定基準」を改正 | <ul style="list-style-type: none"> 「診療報酬」「介護報酬」「障害福祉サービス」等報酬の改定 改正介護保険法と改正障害者総合支援法が施行 旧優生保護法下での強制不妊手術問題表面化 | <ul style="list-style-type: none"> 「診療報酬」「介護報酬」「障害福祉サービス」等報酬の改定 改正介護保険法と改正障害者総合支援法が施行 | <ul style="list-style-type: none"> 「要配慮者支援活動事例集Ⅱ」を発行 社会福祉法人協議会が「社会福祉法人経営者協議会」に名称変更 民生委員児童委員活動に関する検討委員会を東京都と協働で設置 「生活支援コーディネーター研修」を東京都から受託 | <ul style="list-style-type: none"> 「要配慮者支援活動事例集Ⅱ」を発行 社会福祉法人協議会が「社会福祉法人経営者協議会」に名称変更 民生委員児童委員活動に関する検討委員会を東京都と協働で設置 「生活支援コーディネーター研修」を東京都から受託 | <ul style="list-style-type: none"> 「要配慮者支援活動事例集Ⅱ」を発行 社会福祉法人協議会が「社会福祉法人経営者協議会」に名称変更 民生委員児童委員活動に関する検討委員会を東京都と協働で設置 「生活支援コーディネーター研修」を東京都から受託 | <ul style="list-style-type: none"> 「要配慮者支援活動事例集Ⅱ」を発行 社会福祉法人協議会が「社会福祉法人経営者協議会」に名称変更 民生委員児童委員活動に関する検討委員会を東京都と協働で設置 「生活支援コーディネーター研修」を東京都から受託 | <ul style="list-style-type: none"> 国 ■ 東京都 ◆ 都内区市町村 (○ 民間) |

| 12月 | 11月 | 10月 | 9月 | 8月 | 7月 | 6月 | 5月 | 4月 | 3月 | 2月 | 1月 |
|---|-----|---|---|--|--|--|--|--|--|----|----|
| <ul style="list-style-type: none"> 従事者共済会電子申請システムがスタート | | <ul style="list-style-type: none"> 台風19号により大田、世田谷、八王子、調布、柏江、あきる野市の社協等に災害ボランティアにかける職員を派遣 東京都と「東京都災害ボランティアセンター」を設置 台風15号と第19号に伴う都内避難者への特別貸付を実施。ならびに茨城県に特別貸付業務にかかる職員を派遣 | <ul style="list-style-type: none"> 民生委員制度創設100周年記念「東京発！1万人の100周年！進めようわがまちの取り組み」がまち1000「報告書」を発行 台風15号により、大島社協災害ボランティアセンターに職員を派遣 台風15号、第19号による他県被災地域の災害ボランティアセンターへ職員を派遣。また、関東ブロック災害相互支援協定幹事県として派遣調整を行う(12月迄) | <ul style="list-style-type: none"> 「ゆるやかに紡ぐ、社会福祉法人の地域における公益的な取り組み」を発行 | <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度高齢者福祉現場の社会福祉活動に関する意識と実際の仕事、業務等とのギャップに関する調査 報告書 を発行 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設にできる災害時の利用者や地域の高齢者、障害者、子どもたちへの支援は、「調査報告書」を発行 「地域に信頼される保育園になるための調査-調査報告書」を発行 木村恵司会長就任 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉人材の確保・育成・定着に関する調査結果報告書」を発行 | <ul style="list-style-type: none"> 東京都と「もも」地域と家庭裁判所の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」の運用を開始 「私たちが中学生に伝えたい福祉の魅力」福祉施設における中学生の職場体験受入れハンドブック」を発行 | <ul style="list-style-type: none"> 東京都は「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画(第4次)」を策定 | | |
| <p>社会福祉・社会の動き ○国 ■東京都 ◆都内区市町村</p> | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|---|---|---|---|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終報告書」をとりまとめた 厚生労働省は「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」の報告書を公表 | <ul style="list-style-type: none"> 内閣府は「子どもの貧困対策に関する大綱」を改訂 | <ul style="list-style-type: none"> 消費税率が10%となる 改正子ども子育て支援法が施行。保育所等を利用する3歳以上、住民税非課税世帯の2歳未満の子どもの利用料無料に 令和元年台風19号が発生 | <ul style="list-style-type: none"> 東京都は「学識経験者や、家族会を含む関係機関等からなる『東京都ひきこもりに係る支援協議会』を設置 令和元年台風15号が発生 | <ul style="list-style-type: none"> 東京都は「都用地を活用した社会福祉施設建設促進施設を第一期法人が利用開始を発表 | <ul style="list-style-type: none"> 改正障害者雇用促進法が成立 特別養子縁組の年齢を引き上げる改正民法が成立。 改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が成立。 | <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、「厚生労働省就職水河期世代活躍支援プラン」を取りまとめた | <ul style="list-style-type: none"> 新たな在留資格・特定技能の創設を盛り込んだ「改正出入国管理法」と「改正法務省設置法」が施行 「旧優生保護法」に基づく優生手術等を受けた者に対する時金の支給等に関する法律」が成立 | <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画(第4次)」を策定 | | | |
|--|---|--|--|---|---|---|---|--|--|--|--|

| 12月 | 11月 | 10月 | 9月 | 8月 | 7月 | 6月 | 5月 | 4月 | 3月 | 2月 | 1月 | |
|---|---|---|--|--|---|---|---|---|--|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 地域づくりをすすめる「デザイナー」の機能を可視化した「デザイナーネットワーク」作成配布 | <ul style="list-style-type: none"> 東京都福祉人材センター研修室では収録型WEB研修を開始 | <ul style="list-style-type: none"> 東京都との協定により高齢者福祉施設における新型コロナウイルス感染症発生時の応援職員派遣の調整事業を開始 | <ul style="list-style-type: none"> 東京都からの委託により障害者福祉施設における新型コロナウイルス感染症集団発生時の応援職員派遣体制の確保事業を開始 | <ul style="list-style-type: none"> 「新型コロナウイルスとボランティア市民活動」を作成 「コロナ禍の地域公益活動を考える」オンライン実践発表会を開催 令和2年7月豪雨に伴う都内避難者への緊急小口資金を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 市民活動等を助成する「ゆめ応援ファンド」について、新型コロナウイルス対策特別助成を実施 オンライン座談会「地域のきずなを守り活かすために」今社協ができること」を開催 | <ul style="list-style-type: none"> 「新型コロナウイルス感染症拡大防止における災害ボランティアセンターの設置・運営の考え方ガイドライン」を公表 新型コロナウイルスの影響下における、地域の居場所「ボランティア活動希望者」活動先施設・団体(なご)に向け、留意点等をまとめ、公表 | <ul style="list-style-type: none"> 「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域公益活動の状況把握調査結果」を公表 | <ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金福祉費に長期訓練生活費新設。また、民法改正に伴い延滞利子が3%に。 オンラインによる会議、研修等の順次導入 各部署にて、新型コロナウイルスの影響等に関する各種調査を随時実施。共有 新型コロナウイルス特別貸付の労働金庫受付開始 | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス特別貸付の緊急小口資金、総合支援資金を開始 生活困窮者支援における自立支援と地域づくりに関する調査報告書」を発行 | <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度東京都内特別養護老人ホーム入所(定)待機者に関する実態調査報告書」を発行 新型コロナウイルスの影響を受け、業務を一掃縮小 | <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度東京都内特別養護老人ホーム入所(定)待機者に関する実態調査報告書」を発行 新型コロナウイルスの影響を受け、業務を一掃縮小 | <ul style="list-style-type: none"> 東京都は、新型コロナウイルス感染症(以下、新型コロナウイルス)の電話相談窓口を設置 厚生労働省は「帰国者・接触者電話相談センター」を設置 政府は、全国の小・中高等学校、特別支援学校に「音休校」を要請 |
| <p>社会福祉・社会の動き ○国 ■東京都 ◆都内区市町村</p> | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|---|---|---|---|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、新型コロナウイルスに伴う特別貸付の申請受付期間を12月末まで延長と発表 東京都は、就職水河期世代の就職を支援する「就職水河期世代特別支援窓口」開設 厚生労働省は「介護現場における感染対策の手引き(第1版)」を公開 東京都は、カード形式の障害者手帳の交付申請 | <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、新型コロナウイルスに伴う特別貸付の申請受付期間を9月末までの延長を発表 | <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、要介護者等に対する「ハートレシジョンサービス提供体制」に関する検討報告書」を公表 令和2年7月豪雨が発生。日本各地で被害 練馬区は、東京都と共同で「練馬区虐待対応拠点」を子ども家庭支援センター内に設置 | <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、新型コロナウイルスに伴う特別貸付の申請受付期間を9月末までの延長を発表 | <ul style="list-style-type: none"> 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立。重層的支援体制整備事業なども盛り込まれる 短時間労働者に対する被用者保険の適用などを盛り込む「年金制度改正法」が成立 | <ul style="list-style-type: none"> 高等教育の修学支援新制度施行 | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス等対策特別措置法の部を施行する法律が施行。新型コロナウイルスが適用の対象として暫定的に位置付けられた | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス等対策特別措置法の部を施行する法律が施行。新型コロナウイルスが適用の対象として暫定的に位置付けられた | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス等対策特別措置法の部を施行する法律が施行。新型コロナウイルスが適用の対象として暫定的に位置付けられた | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス等対策特別措置法の部を施行する法律が施行。新型コロナウイルスが適用の対象として暫定的に位置付けられた | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス等対策特別措置法の部を施行する法律が施行。新型コロナウイルスが適用の対象として暫定的に位置付けられた | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス等対策特別措置法の部を施行する法律が施行。新型コロナウイルスが適用の対象として暫定的に位置付けられた | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス等対策特別措置法の部を施行する法律が施行。新型コロナウイルスが適用の対象として暫定的に位置付けられた |
|--|--|---|--|--|--|---|---|---|---|---|---|---|

第4章 東社協中期計画の10年 (平成23年度/2011～令和2年度/2020)

| 年度 | 中期計画 | 計画策定の概要 | 主な重点事業・重点目標等 | その他 |
|--------------|---------------------------------------|--|--|-------------------|
| 平成23年度(2011) | 新3か年計画 ～平成22年度～24年度 新規重点事業計画～ | 前3か年計画(東社協3か年アクションプラン)では、福祉施設・団体・社協とのネットワークを軸にした【利用者本位】を軸に【ウイングを広げる】ことを目指して取組みをすすめてきた。 この3か年計画を引き継ぎ、総合企画委員会の元で、全職員参加の7つのプロジェクトチームを設け、新たな3か年の事業計画について検討を行い、重点的に取り組む5つの課題と、その課題に対応した11の重点事業をまとめた。 [5つの課題] I 社会的に広く取組みが求められている課題への対応 II 福祉人材の定着・支援の取組み III 地域における諸課題への対応 IV 都民の福祉参加と理解の促進 V 部会及び連絡会活動の充実と強化都民の福祉参加と理解の促進 | I 社会的に広く取組みが求められている課題への対応 I-1 退院後、行き場を見つけづらい高齢者への支援の構築 I-2 保育所待機児問題対策プロジェクト I-3 低所得世帯の子どもへの自立に向けた情報支援の構築 I-4 福祉職場における障害者雇用推進プロジェクト II 福祉人材の定着・支援の取組み II-1 社会福祉法人・施設次世代役員(リーダー)育成支援事業 II-2 階層別研修の再構築と人材育成を担う中堅リーダー層向け研修の強化 II-3 地域密着型人材育成研修の推進事業 II-4 福祉人材の定着・育成支援事業 III 地域における諸課題への対応 III-1 地域福祉コーディネーター養成と住民活動支援プログラムの開発 IV 都民の福祉参加と理解の促進 IV-1 新たな層への福祉参加と理解の促進 V 部会及び連絡会活動の充実と強化都民の福祉参加と理解の促進 V-1 会員の拡大と多様な会員活動の充実 | 23.3.11 東日本大震災 |
| 24年度(2012) | | | | |
| 25年度(2013) | 第3期3か年計画 ～平成25年度～27年度 新規重点事業計画～ | これまでの中期計画と東日本大震災の経験もふまえ、福祉基盤の強化を目指した新たな中期計画を検討した。全職員参加の6つのプロジェクトチームを設け、40を超える関係機関へのヒアリングを行い、その後計画案をとりまとめて、総合企画委員会において計画案を協議し理事会・評議員会で策定した。 [5つの課題] I 社会的に広く取組みが求められている課題への対応 II 福祉人材の確保・育成の取組み III 地域における諸課題をふまえた対応 IV 新たな時代に対応した福祉情報の発信と参加の促進 V 災害時の福祉施設における地域の要援護者支援の構築 | I 社会的に広く取組みが求められている課題への対応 I-1 暴力・虐待を生まない社会づくり推進事業 I-2 学齢期までを見据えた子ども・子育て支援の構築 I-3 低所得世帯の若年層の自立支援プロジェクト I-4 認知症高齢者支援の推進プロジェクト II 福祉人材の確保・育成の取組み II-1 小規模事業所における人材育成・定着支援事業 II-2 保育人材確保と保育のしごと啓発事業 II-3 福祉職場における障害者雇用のしくみ構築プロジェクト III 地域における諸課題をふまえた取組み III-1 社会的孤立等に対応する小地域福祉活動推進事業 IV 新たな時代に対応した福祉情報の発信と参加の促進 IV-1 「生きる力(生きていく力)」を高める福祉教育(市民学習)の実践 V 災害時の福祉施設における地域の要援護者支援の構築 V-1 災害時要援護者支援センターの構築 | |
| 26年度(2014) | | | | |
| 27年度(2015) | | | | |

第3章 地域福祉推進の提言10年

地域福祉推進委員会提言(2011年度)

- ① 東日本大震災に関する緊急提言
- ② 退院後、行き場を見つけづらい高齢者への支援の構築
- ③ 保育所待機児問題対策
- ④ 次世代リーダー役職員の育成支援
- ⑤ 地域福祉コーディネーターの養成と基盤整備

地域福祉推進委員会提言(2012年度)

- ① 災害時における社会福祉施設の役割
- ② 老朽化した社会福祉施設の建替え問題に関する提言
- ③ 保育所待機児問題の対応における保育所分園の設置促進
- ④ 社会的養護を離れた若者への支援
- ⑤ 福祉職場における障害者の職場体験・インターンシップの促進

地域福祉推進委員会提言(2013年度)

- ① 災害発生時の福祉施設における要援護者支援の構築
- ② 住み慣れた地域で住み続けられるための施設整備の充実
- ③ 児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止に関する提言
- ④ 退院後、行き場を見つけづらい高齢者への退院支援
- ⑤ 認可保育所と認証保育所等の交流・連携の促進

地域福祉推進検討委員会提言(2014年度)

- ① 子ども・子育て支援新制度「利用者支援事業」の実施に向けた提言
- ② 暴力・虐待を未然に防ぐ地域社会の構築に向けた提言
- ③ 都市部の高齢化対策を推進するための提言
- ④ 障害者の地域生活支援に関する提言
- ⑤ 生活困窮者自立支援法の施行に向けた提言

地域福祉推進委員会提言(2015年度)

- ① 就学前から学齢期への切れ目のない子ども・子育て支援の構築に向けた提言
- ② 障害者グループホームにおける利用者支援の充実に向けた提言
- ③ 地域包括ケアの実現と地域福祉コーディネーターの配置促進に関する提言

地域福祉推進委員会提言(2016年度)

- ① 質と量の好循環をめざした福祉人材の確保・定着・育成の促進
- ② 社会福祉法人の連携による地域公益活動の推進に関する提言

地域福祉推進委員会(2017)提言項目

- ① 質と量の好循環をめざした福祉人材の確保・定着・育成の促進
- ② 生活困窮者自立支援法における地域のネットワークの活用に関する提言

地域福祉推進に関する提言2018

- ① 東京らしい「地域共生社会づくり」のあり方について
- ② 魅力ある職場づくりのすすめ方
- ③ 東京における災害時要配慮者支援の整備促進に向けて

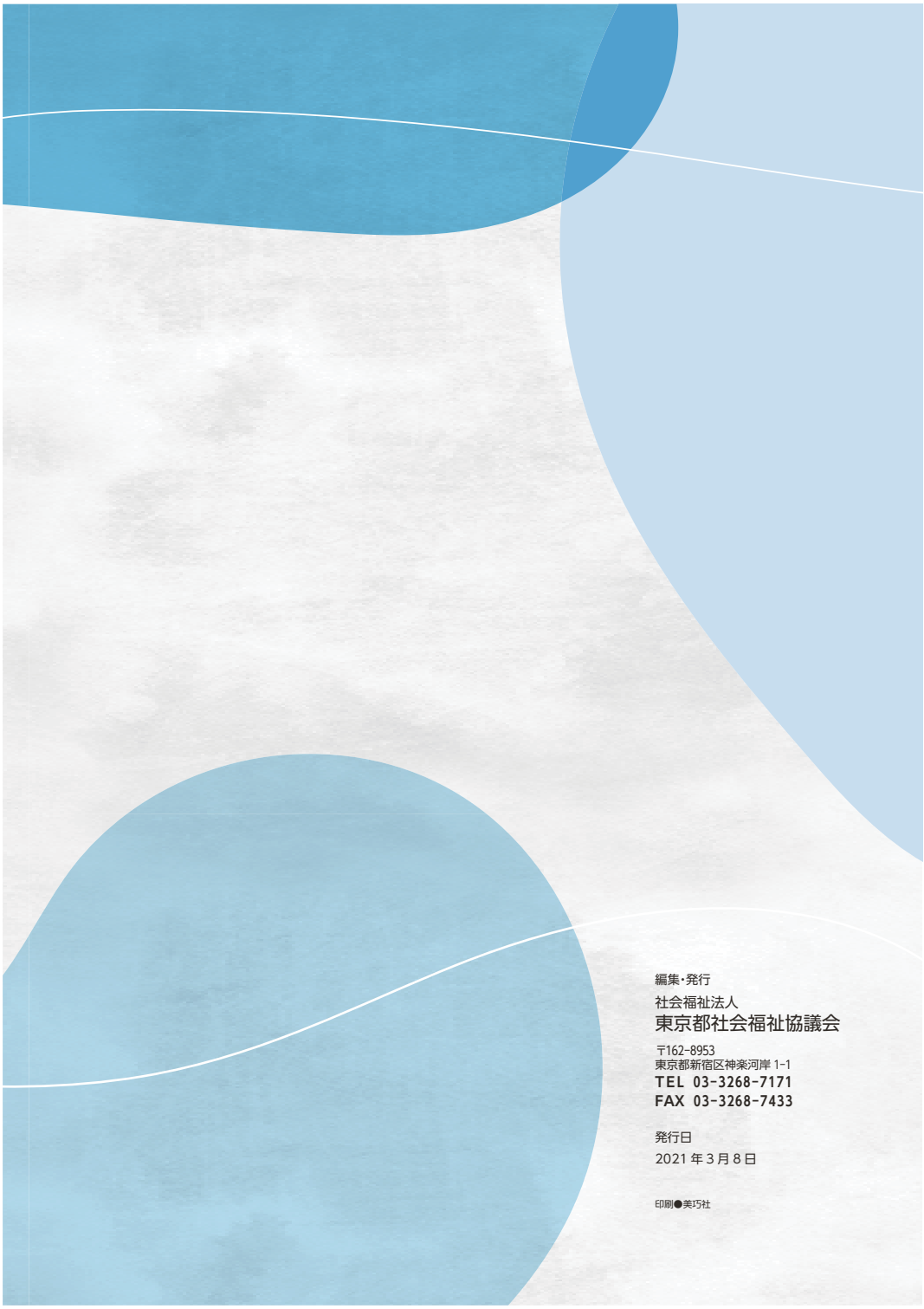
地域福祉推進に関する提言2019

- ① 東京らしい「地域共生社会づくり」のあり方について(最終まとめ)
- ② 福祉人材の確保・定着・育成に関する提言
- ③ 福祉施設における災害時の利用者と地域の高齢者・障害者・子どもたちへの支援の構築～「災害に強い福祉」の推進～
- ④ 「地域と家庭裁判所の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」の推進について

地域福祉推進に関する提言2020

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する福祉施設・事業所等への支援について
- ② ウィズコロナ・アフターコロナにおける地域福祉の推進について

| 年度 | 中期計画 | 計画策定の概要 | 主な重点事業・重点目標等 | その他 |
|---------------------|---|--|--|--|
| 28年度 (2016) | 平成28年度～30年度 東社協中期計画 ―協働を進め、地域の課題解決力を高める― | 過去の3か年計画等の評価をふまえた中期計画のあり方と、東社協の役割、そこへ到達するために重点的に取り組むべき柱について検討した。 【目指すべき地域社会の姿】を明確にして、東社協の5つの【基本的な役割】を整理し、東社協事業全体の【共通目標】と中期に達成すべき3つの【重点目標】を設定するとともに、東社協の全ての事業が「中期目標」をもって取組みを進める素案を作成し、総合企画委員会において協議し理事会・評議員会で策定した。 【目指すべき地域社会の姿】 ①東京ならではの多様な暮らしを認め合い、気づき育ち合える地域社会 ②誰もがライフステージに見通しを持って暮らせる地域社会 ③一人ひとりの権利が尊重され、日ごろから安心と安全を高め続ける地域社会 ④専門機関から地域住民までが協働して福祉基盤を作り上げる地域社会 ⑤それぞれの地域におけるニーズに対する主体的な解決策を開発する地域社会 【東社協の基本的な役割】 ①安全・安心と自立生活支援の推進 ②福祉水準の向上と幅広い参加の促進 ③ネットワークの構築と協働 ④地域の取組みの支援と普及 ⑤情報発信と提言 | 【共通目標】 協働を進め、地域の課題解決力を高める 【重点目標】 重点目標1:協働を進め、ニーズを見逃さずに解決できるしくみづくり 1-①社会福祉法人の連携による地域公益活動推進への支援 1-②生活困窮者自立支援法と子どもの貧困対策の推進 1-③地域の課題解決力を高める 経営支援の強化 重点目標2:地域の福祉力を高めるための福祉人材の確保・育成・定着と地域社会の担い手づくり 2-①キャリアパスを活かした福祉人材の確保・育成・定着の推進 2-②次世代等の新たな層への福祉・市民活動への理解と参加の促進 重点目標3:災害に強い福祉の備わった地域づくり 3-①「災害に強い福祉」推進事業 法人基盤強化の重点目標:横断的な課題への対応力と提言力の強化 ①地域福祉推進委員会ならびに施設部会連絡会の強化 ②中期計画推進会議 | 社会福祉法人制度改革 |
| 29年度 (2017) | | | | |
| 30年度 (2018) | | | | |
| 令和 元年度 (2019) | 平成31年度(2019年) からの3か年 東社協中期計画 ―東京の多様性を活かした“地域共生社会づくり”の推進― | 前期の東社協中期計画の成果を踏まえそれに続く取組みを発展させることを目指して策定した。 中期計画の共通目標として、【東京の多様性を活かし、それぞれの地域生活課題を主体的に解決できる地域共生社会】を目指し、目標達成のため前回同様に東社協の全ての事業に中期目標を設定した。さらに、重点目標ごとに事業間の連携を活かした【共同推進事業】を設定して、マネジメントの強化を図っている。 【目指すべき地域社会の姿】 東京の多様性を活かし、それぞれの地域生活課題を主体的に解決できる地域共生社会 ①東京ならではの多様な暮らしを認め合い、気づき育ち合える地域社会 ②誰もがライフステージに見通しを持って暮らせる地域社会 ③一人ひとりの権利が尊重され、日ごろから安心と安全を高め続ける地域社会 ④専門機関から地域住民までが協働して福祉基盤を作り上げる地域社会 ⑤それぞれの地域におけるニーズに対する主体的な解決策を開発する地域社会 【東社協の基本的な役割】 ①安全・安心と権利擁護・自立生活支援の推進 ②福祉水準の向上を支える基盤の強化 ③ネットワークの構築と協働と幅広い参加の促進 ④地域の取組みの支援と普及 ⑤情報発信と提言 | 【重点目標と共同推進事業】 (1)関係機関が協働する包括的な支援体制による権利擁護と自立生活支援の推進 ①生活困窮者自立支援制度と社協事業等との連携(福祉資金部・地域福祉部・福祉部・総務部) ②「意思決定支援」に関わる福祉職員の資質の向上の取組(地域福祉部・福祉部) (2)質と多様性の好循環をめざした持続可能な福祉人材の確保・育成・定着の推進 ①福祉人材の確保、育成、定着の推進プロジェクト(福祉部・人材情報室・人材対策推進室・研修室・総務部・福祉振興部) (3)社会福祉法人による地域公益活動の推進と法人・事業所の多様な状況をふまえた経営支援の強化 (4)地域生活課題に対応するための「地域づくりをすすめるコーディネーター」を中心とした地域づくりと幅広い市民参加・協働の推進 ①地域づくりをすすめるコーディネーターの育成と活動の推進、市町村ボランティアセンター活動の推進(地域福祉部・福祉部・民生児童委員部・TVAC) ②東京都地域公益活動推進協議会の取組みの推進と社会福祉法人の区市町村ネットワークによる事業の推進(地域福祉部・福祉部) ③地域福祉推進委員会ワーキング(地域福祉部・福祉部・福祉資金部・民生児童委員部・TVAC・総務部) (5)東京の特性に応じた「災害に強い福祉」と多様な団体との協働による災害対応の推進 ①東京都災害福祉広域調整センターと東京都災害ボランティアセンター、局内災害対応との連携(福祉部・TVAC・総務部) ②東京の特性に応じた「災害に強い福祉」推進事業(福祉部・TVAC・総務部) (6)福祉課題とそれに対応する実践の可視化と身近な地域における情報発信の強化 ①戦略的広報事業(全部室) ☆福祉の魅力可視化プロジェクト☆身近な地域における情報発信力向上の支援☆ふくし実践ポータルサイトを活用した情報発信の強化 | 新型コロナウイルス感染症拡大 社会福祉法改正(重層的支援体制整備事業) |
| 2年度 (2020) | | | | |



編集・発行
社会福祉法人
東京都社会福祉協議会
〒162-8953
東京都新宿区神楽河岸 1-1
TEL 03-3268-7171
FAX 03-3268-7433

発行日
2021年3月8日

印刷●美巧社